

令和8年度宮の沢まちづくり推進業務 仕様書

令和8年8月

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

1 業務名

令和8年度宮の沢まちづくり推進業務

2 一般事項

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「令和8年度宮の沢まちづくり推進業務」の委託に適用する。
- (2) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3) 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- (4) 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。ただし、従前より受託者が保有しており、今回の業務遂行において活用するものについては、この限りではない。
- (5) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- (6) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (7) 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (8) 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- (9) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (10) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならず、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、本業務の目的として対外的に公開した情報はこの限りではない。
- (11) 委託者は、不可効力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- (12) 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
- (13) 受託者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (14) この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

3 業務の目的

札幌市では、平成 28 年度に地域交流拠点等開発誘導事業を創設し、地域交流拠点等（以下、拠点という）において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めている。

また、拠点のまちづくりを進める上では、各拠点の特性を踏まえたまちづくりを展開することが重要であり、地域課題やまちづくりの熟度に応じて、地域住民や開発事業者などとまちづくりの方向性を共有するための指針等を策定することとしている。

宮の沢エリアでは、令和 5 年度より地域住民や地域の企業と意見を交えつつ、実証実験を重ねて、宮の沢のまちづくりの考え方や地域の特性を整理し、これらに基づき、地域住民や事業者、行政等が連携してより魅力的なまちづくりを実現していくことを目的として、令和 8 年 7 月に宮の沢まちづくり指針を策定した（参考資料 1 参照）。

当該指針ではまちづくりを推進するために、地域住民や事業者とまちづくりの考え方を共有し、地域の機運を高め、宮の沢地区の魅力向上を図ることを目指しており、今後は指針の作成過程で高まった機運を実際の行動へとつなげ、地域主体で持続的に活動を展開していくための自主的な運営を支える仕組みづくりが重要となってくる。以上のことを実現するためには、地域の住民や企業が連携して様々な実践や経験を重ねていくことが必要不可欠であり、特にイベントの実施においては、企画・運営という共通の目標に向かって地域の住民や企業が連携し、成功体験を共有することが、地域内の強固なネットワーク形成や将来の担い手育成に直接的に寄与するものである。

そこで本業務では、宮の沢エリアにおいて、策定した指針に基づき、地域の特性に即した持続可能なまちづくりの推進体制を構築することを目的とする。

4 業務の概要

宮の沢エリアにおいて、令和 7 年度に実施したワークショップで提案された具体的なプロジェクトのアイデアを地域主体で取り組み、イベントを実施する。あわせて、継続的なイベントの実施や担い手不足など地域のまちづくりの課題解決に向けた検討を進めながら、活動する人たちのつながりを深め、担い手の発掘・育成を図り、宮の沢エリアの特性にあった持続的なまちづくりの推進を目指す。

5 履行期間

契約日から令和 9 年(2027年) 3 月19日まで

6 業務の内容

(1) イベントの企画運営・伴走支援（ワークショップ開催：計 2 回）

令和 7 年度に開催したワークショップで提案された具体的なプロジェクトのアイデア（参考資料 2 参照）の中から、受託者および札幌市が協議を行い、地域主体で実現可能なイベントを選定する。選定したイベントを実施するため、以下の伴走支援を行う。

ア 令和 7 年度に実施したワークショップによる既存のグループチャット等を活用して、プロジェクトに参画するメンバーを募り、参画の意思を示した有志のメンバーを中心に、オンライン会議ツール（例：Google Meet、teams）も併用しながら、打合せを進めイベントを実施する。実施に向けた情報共有や連絡調整は、極力グループチャット等を活用する。

イ メンバー間の連携やイベントの実現に向けた具体的な取組を支援するため、ワークショップを1回開催する。なお、ワークショップに係る会場費および諸経費は受託者が負担する。

ウ イベントの実施後に、成果や課題をメンバー間で共有し、今後の活動の継続・発展につなげるための振り返りワークショップを1回開催する。ただし、運営の進捗状況により、必要に応じて「イ」のワークショップを2回開催した場合は、実施後の振り返りをグループチャット等の活用による意見交換に変更することができるものとする。

(2) まちづくりの推進に向けた検討・推進案の作成

宮の沢エリアにおける持続可能なまちづくりの推進に向けた体制の構築を検討するため、以下の業務を行う。

ア 札幌市が地域の企業や団体等に対して実施したヒアリング結果を基に、地域における課題や役割分担、運営体制等を分析・整理する。

イ 地域が自立して長期的に運営を続けられるよう、宮の沢エリアの特性に即した持続可能なまちづくりの推進案の整理・作成を行う。

(3) 協議・打ち合わせ

本業務を円滑に進めるため、協議・打合せは、①業務着手時、②中間時（2回）、③成果品納入時とする。

(4) 報告書の作成

調査・検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

7 参考資料

参考資料1：宮の沢まちづくり指針

参考資料2：宮の沢ミライ☆ラボニュースレター

8 成果品の提出

業務報告書電子データ

9 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階北側）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

担当：内藤、市橋 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし
てはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を
他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約
書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託
(以下「再委託」という。)してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得な
ければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託
者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者
指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。)に必
要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約
に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結
果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委
託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び
監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委
託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録
された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わ
せる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならな
い。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任
を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

参考資料 1

ファイルの容量が大きく電子起案に添付できませんでしたので、お手数ですが以下のリンクよりご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/miyanosawa.html#shishin>



「宮の沢」まちづくり通信

令和 8 年 5 月発行

「宮の沢ミライ☆ラボ」第 3 回ワークショップの開催結果

令和 7 年度 3 回目のワークショップを開催しました！

令和 8 年 3 月 12 日（木）に、宮の沢地区のまちづくりを検討する「宮の沢ミライ☆ラボ」第 3 回ワークショップを開催しました。

18 名の方にご参加いただき、まちづくり指針（素案）の内容を踏まえながら、その実現に向けた具体的なアクションについて深掘りする意見交換を行いました。

テーマ まちづくり指針（素案）の共有と 今後のプロジェクトについて

第 2 回のワークショップで出されたアイデアからテーマを絞り、各テーマについて具体化する意見交換を行いました。

今後も関係部署や地域のみなさまと連携しながら、活動を展開していくことを想定しています。



テーマ 1

ちえりあ前広場を活用した音楽フェス

- ・世代を問わず楽しめる音楽イベントをひらく
- ・中学校やスクールバンドと連携する
- ・飲食と組み合わせて、まちを盛り上げる
- ・バスキングを駅構内で展開する（登録制）



テーマ 2

ちえりあ前広場を活用したマルシェ

- ・フリーマーケットのように、気軽に出店できるマルシェ
- ・キッチンカーや「野外マンガ喫茶」を展開
- ・親子でふらっと立ち寄れる、憩いの場に



テーマ 3

まち歩き・スタンプラリーマップ

- ・白い恋人パーク来訪者を地域へ回遊させる仕組みづくり
- ・神社などの地域資源を取り入れたルート設定
- ・中高生が集まれる場所をマップに載せる（トイレや水飲み場の情報も）
- ・地域の飲食店やスポットの魅力発信



テーマ 4

道路空間での景観づくり

- ・戸建住居と連携して季節ごとの花を植える
- ・オープンカフェや歩行空間の演出をしたい
- ・歩いて楽しい空間をつくりたい



テーマ 5

地下通路でのにぎわいづくり

- ・子どもの発表の場やテーマ型アート展示など
- ・休憩やマルシェなど「プチチカホ」として活用
- ・気軽に立ち寄り出店できる仕組みづくり
- ・案内サインを整備



その他

プレーパーク

- ・楽しめる機会として今後も続けていきたい

情報発信

- ・ラジオ局や掲示板などで情報発信していく

【リーフレットの発行・お問い合わせ先】

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

電話：011-211-2545（担当/佐々木、新保、若林）

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/miyanosawa.html>

これまでの取組



札幌市 HP



my groove

